

行田市開発行為等に関する公園設置基準

令和3年2月

行田市

目 次

1. 対象事業	1
2. 公園の設置	1
3. 公園の配置	1
4. 公園の施設	2
5. 公園施設の技術基準等	2
6. 公園の帰属	4
7. 緑化の推進	4
8. 維持管理について	4

行田市開発行為等に関する公園設置基準

この基準は、行田市開発行為等に関する公園の設置に際し、必要な事項を定めるものとする。

1 対象事業

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条第12項の規定による開発行為を行う場合
- (2) 法第42条第1項の規定による建築許可（用途変更を含む）を要する場合
- (3) その他市長が特に必要と認めた場合

2 公園の設置

- (1) 事業者が設置する公園の規模は、政令第25条第6号及び7号のとおりとする。
- (2) 政令第25条第6号ただし書の適用にあたっては、次のいずれかの場合とする。
 - ア 既存都市公園等の誘致距離（半径250m以内）に開発区域がすべて含まれる場合
 - イ 開発区域が、土地区画整理事業などの面的な整備事業や開発許可により公園が整備されている区域内における二次的な開発の場合

3 公園の配置

公園の配置については、行田市都市公園条例（平成17年条例第25号）のほか、次に掲げる基準に適合すること。また、環境の保全、災害の防止、非常時における避難及び居住者のレクリエーション等の用に供するため、公園が有効に利用できるよう配置する。

- (1) 公園は、市道（市に帰属される道路含む）、国道または県道に面した場所で、かつ、開発区域内に居住する住民及び当該開発区域の付近に居住する住民にとって利用しやすい場所に設置すること。
- (2) 公園は、調整池と兼用したものであってはならない。
- (3) 公園敷地の造成に当たっては、良質土を用いて、地盤の不等沈下が生じることのないようすること。
- (4) 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。

4 公園の施設

事業者が公園内に設置する施設は、次のとおりとする。

公園設置施設

表1

公園面積	設置施設
100m ² 未満	出入口、車止め、囲障、植栽、ベンチ、排水施設、園名板
100m ² 以上 500m ² 未満	上記に掲げる施設のほか、水飲み場、遊戯施設
500m ² 以上 1,000m ² 未満	上記に掲げる施設のほか、照明灯
1,000m ² 以上 5,000m ² 未満	上記に掲げる施設のほか、トイレ、四阿
5,000m ² 以上	上記に掲げる施設のほか、駐車場

- (1) 設置する施設については、表1を原則とするが、その公園の規模・形状等を勘案し、設置の要否及び設置数について市と協議すること。
- (2) 公園内に、防火水槽を設ける場合は地下に設け、公園外周道路等から使用しやすいよう、公園外周部に配置すること。また、取水口は出入口動線を考慮した配置とすること。

5 公園施設の技術基準等

公園施設の技術基準等については、行田市都市公園規則（平成17年規則第63号）のほか、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 出入口

- ア 段差は設けないこと。
- イ アスファルト系舗装、コンクリート系舗装又はこれらに類する舗装とすること。
各種舗装構成については『都市公園技術標準解説書』（国土交通省監修（一社）日本公園緑地協会）を参照すること。
- ウ 面する道路に側溝がない場合は、園内側に浸透側溝（網付き蓋掛け）を設けること。
- エ 車止めは、落し込み式の施錠が可能なものとする。
- オ 面積が1,000m²以上の公園は、出入口を2箇所以上設けること。

(2) 囲障

- ア メッシュフェンスや格子フェンス等の解放的で、周囲からの見通しが確保され、かつ、強固なもので維持管理及び修繕がしやすく、天端が安全な製品を使用すること。
- イ 高さについては、1.2m以上とし、特に防犯上、またはトラブルが生じる恐れがある場合、必要に応じた十分な高さを確保すること。

(3) 広場

- ア ダスト舗装とし、石灰岩ダスト又はダスト1m³当たり生石灰150kgを混合した舗装材を敷均し、塩化カルシウム又は塩化マグネシウムを散布して、締め固め（仕上げ厚4cm）、表面は平坦とすること。
- イ 敷地の形状、広場面積に応じた集水柵（浸透式）、浸透管等を設置し、隣接地及び道路に雨水を流出させない構造とする。
- ウ 植栽部分と広場又は園路の境には縁石を設けること。

(4) 水飲み場

- ア 水飲み場は、車いす使用者が接近できるよう、使用方向 150cm 以上、幅 150cm 以上の水平部を設ける。幼児の使用のための踏台等を置く場合は、車いす使用者の使用方向を考慮し、支障とならない場所に設置すること。
- イ 材質は、衛生的・耐水性・耐久性があり、清掃が容易、維持管理及び修繕がし易いものとすること。
- ウ 水飲み高さ 70~80cm 程度、下部高さ 65cm 以上、奥行き 45cm 以上とすること。
- エ 水飲み場の周辺の床面は、段がなく、平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくい仕上げとする。
- オ 給水栓は、レバー等の使いやすいものとすること。
- カ 水飲み場は、手洗い水栓付のものとする。
- キ 排水は、泥溜のある樹を併設し、清掃の容易な構造により処理すること。
- ク 水飲み場、トイレ等給水設備を要する施設を 2 以上設置する場合、施設ごとに止水栓を設けること。
- ケ 設置にあたっては、製品仕様や配置等、凍結防止について考慮すること。

(5) ベンチ

- ア 2 基以上設けること。
- イ 基礎はコンクリートとして、固定すること。
- ウ 腰掛け部分の高さは 40~45cm とする。
- エ 腰掛けの長さは大人 2 人以上が座れるものとする。

(6) 植栽

- ア 植栽は、樹木等の水平投影面積が公園面積の 10% 以上を確保するよう、設置すること。
- イ 客土については、畑土または黒土を使用すること。
- ウ 中高樹木には、適宜、支柱掛けを行うこと。
- エ 外からの見通しを妨げないように、樹木の高さ・間隔等を考慮した配置とし、視界性が確保されていること。
- オ 公園と住宅が接している場合は植栽帯を設け、住宅側に枝葉が繁茂しない種類の樹木を植えること。

(7) 遊戯施設

- ア 各遊具固有の安全領域を確保できる配置計画及び遊具選定を行うこと。
- イ 遊具の設置にあたっては『都市公園における遊具の安全確保に関する指針』（国土交通省制定）を適用すること。

(8) 園名板

- ア 園名板の形状及び内容については、市と協議の上、決定するものとする。
- イ 文字は大きく平易なものとし、色彩は地色と対比効果があるものとすることにより、多くの人が認識できるよう配慮すること。
- ウ 設置位置は出入口付近とし、永続性のある材質で囲壁に取付できるもの、または独立型とし、高さは 150cm を超えないものとすること。

(9) その他施設

4-表1に示す上記以外の施設の設置にあたっては、『都市公園技術標準解説書』(国土交通省監修(一社)日本公園緑地協会)を参照するものとし、市と協議すること。

6 公園の帰属

事業者は、公園の土地及び施設について、市に帰属するものとし、帰属は無償譲渡とすること。

ただし、当該事業者が管理者を定め、維持管理すると確約することができる場合は、この限りでない。

事業者は、公園の土地及び施設について、市に帰属する場合は以下を提出するものとする。

- ① 公園施設平面図（1/100、A3紙）
- ② 断面図（1/20、A3紙）
- ③ 公園施設詳細図（尺度指定なし、A3紙）
- ④ 各図面電子データ（SFC）
- ⑤ 公園施設保証書及び付属品
- ⑥ 完成写真

7 緑化の推進

事業者は、自然と調和したまちづくりに配慮し、事業区域内の緑化に努めること。また、事業区域内に自然樹林等があるときは、建築物の配置を考慮する等、その保全に努めること。

8 維持管理について

帰属した公園は市が維持管理を行い、帰属しない公園は当該事業者が管理者を定め維持管理を行う。

附則（施行期日）

この設置基準は令和3年4月1日から施行する。

なお、この基準の施行前に既に協議中又は協議済の開発行為については、この基準の規定は適用しない。